

葉山町の条例の改正案と現行の比較表

項目	改正案	現行
条例の題名	葉山町情報公開条例	葉山町公文書公開条例
目的	「説明責任」を加える。	知る権利を保障、信頼関係を深め、町民参加による開かれた町政の実現を図る。
対象	磁気テープそれ自体も対象とする。	文書、図画、写真、フィルム、磁気テープその他これらに類するもの (ただし、磁気テープなどは、出力又は採録されたものに限る。)
請求権者	「何人も」とする。	在住、在勤者等広義の町民
利用者の責務	適正な請求に努める旨の規定を加える。	得た情報を適正に使用しなければならない。
非公開情報の表現	原則公開を明確にするため、「非公開情報が記録されている場合を除き、公開しなければならない」という表現にする。	非公開とすることができる。
非公開情報の種類	1 個人情報 2 法人等情報 3 意思形成過程情報 4 事務事業執行情報 5 生命等保護情報 6 法令秘情報 国等協力関係情報は、削除し、事務事業執行情報などで判断し、非公開とする。また、事務事業執行情報は、包括的な表現ではなく、具体的な事例を	1 個人情報 2 法人等情報 3 国等協力関係情報 4 意思形成過程情報 5 事務事業執行情報 6 生命等保護情報 7 法令秘情報

	入れた表現とする。	
情報の存否に関する情報	存否を明らかにするだけで、非公開情報を公開することになり、保護される利益が害される場合に、存否を明らかにしないで請求を拒否できる旨の規定を設ける。	規定なし。
請求手続	請求書に不備がある場合の補正の規定を設ける。	規定なし。
請求に対する決定の期間	10日以内	15日以内
審議会等の会議の公開	審議会等の会議は、原則として公開する旨を明記。	規定なし。
出資団体等と指定管理者の情報公開	出資団体等と指定管理者は、情報の公開に努める旨の規定を設ける。	規定なし。
情報公開の総合的推進	積極的に情報提供施策を進め、情報公開を総合的に推進していく旨の規定を設ける。	規定なし。